

司会業務の外注に関する取引契約書

（以下「甲」という。）と株式会社★★★（以下「乙」という。）とは、乙が自ら受注した株式会社・披露宴での司会業務を甲に再委託することを目的に、以下の各条項を内容とし、司会業務の外注に関する取引契約を締結する。

第1条（契約の骨子）

- 乙は、甲を自らの登録司会者として、甲を通じて、株式会社★★★において司会業務（以下「委託業務」という。）を委託し、甲はこれを受託する。本契約に基づき甲は委託業務の具体的な内容及び諸条件（乙から甲に対する個別の発注（口頭、書面または電子メール等その形式は問わないものとする）により甲に指示することにより決定するものとする）に従って甲の業務を行うことにより決定するものとする。
- 甲は、委託業務の実施において善良なる管理者の注意義務を負うものとし、甲の責に帰すべき事由により乙が顧客または第三者との間で紛争に巻き込まれた場合には、甲は乙と協働して、誠意をもってこの解決に努めるものとし、またそれにより乙に損害が発生した場合には、乙の請求に従い賠償する義務を負うものとする。
- 委託業務に係る業務委託料は、委託業務を発注する都度、見積書またはメールでのやりとり等記録を残す方法によって甲に支払われ、決定するものとする。
- 本契約は、乙による甲に対する本契約有効期間中の個別の委託業務の発注を何ら保証するものではない。
- 甲は、本契約成立日から●年間、乙を介して委託業務を提供した顧客及びホテル・式場等の運営に協力することにより本契約を締結することはできないものとする。なお、予め乙の承諾を得ることなく条件に何等かの制約は失効する。

第2条（成果物の権利関係）

予め甲が乙に作成させた資料を甲が委託業務を行う中でシナリオ原稿等成果物が発生した場合には、甲は乙の指示に沿って乙に引渡す。成果物の権利関係（著作権法第17条及び第28条に定める権利を含む。）は、予め甲乙間で特段の合意がない限り、成果物の引き渡しと同様の権利関係に移転する。また、甲は、成果物その他委託業務の過程で作成された著作物について、著作人格権を乙に対して一切行使しない。

第3条（契約内容変更の方法）

本契約の内容を締結後に変更する場合は、別途乙が指定する方法で所要の手続きを行うものとする。

第4条（交通費の負担）

甲は、自宅等の出発地点と委託業務の提供地との往復に発生した交通費を請求することができないものとする。但し、遠方での役務提供等の事情があり、予め甲乙間で特別の合意がある場合はこの限りにならない。

第5条（支払）

- 甲は毎月1回、甲に支払義務が発生した委託業務対価の総額を算出し、翌月●日までに届くよう乙に請求書を送付する。
- 前項の請求に基づき、所定の金額を請求書到着日の属する月の末日（算出対象月の翌月末日。なお、該当日が休日の場合はその前の営業日）までに、請求書記載の甲の金融機関口座に振り込む方法でこれを支払う。振込み手数料は乙負担とする。
- 甲の請求が本条第1項に定める期限を経過してなされた場合は、乙は期限経過に伴う合理的な範囲で支払（期を遅らせる）を請求することができる。

第6条（契約期間）

本契約の有効期間は本契約書取り交わしの日から1年間とする。契約満了の30日前までに、甲乙いずれかにより書面による解約の申し出がなされなければ、さらに1年間これを延長する。延長期間も同じとする。

第7条（解約・終了）

- 甲及び乙は契約書内容のいずれも3か月以上先の解約日を指定することで、本契約を解約することができる。
- 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取消し、停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約又は個別の発注条件の条項に違反があったときは2週間前までの事前通知（かつ相手方への損害賠償請求）を解除することができる。
- 前2項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係があることになった場合、甲は、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益を失い、損害賠償請求を負うものとする。

第8条（権利譲渡及び第三者委託の原則禁止）

- 甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者に譲渡してはならない。
- 甲は、乙の事前の承諾なしに、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

第9条（損害賠償）

甲は、別段の定めがある他、本契約に関連して乙に損害を与えた場合（乙の失利益及び利益損失）に於いて、乙の直接的、付随的、派生的損害その他一切の損害を賠償する義務を負う。但し、不可抗力（一切の損失なくいついかなる原因も発生し得ないこと）や別段が存在しないことを乙が認めた場合に限る）により本契約の義務を履行できない場合を除く。

第10条（秘密事項）

- 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に開示してはならない。ただし、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく甲が作成し、開示したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。
- 甲及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくは行政府又は司法府による命令がなされた場合、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができ、ただし開示の場合には事前に相手方へ通知しなければならない。
- 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求がある場合、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を含む）を返還又は廃棄する義務を負う。

第11条（個人情報保護）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法の定正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第12条（残存条項）

本契約終了後も第2条、第4条、第5条、第8条から第13条までの効力は残存する。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、乙所在地管轄の地方裁判所（甲が被告となる場合）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（特約条項）

本契約締結の際に、本契約の内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

--

以上

以上の合意を証す。甲及び乙は本契約を締結し、甲が原本を、乙が写しを各々保有する。

本契約書の取り交わしに際して発生した印刷等の負担は前半

年 月 日

甲)

乙)